浜田市奨学金（貸与型）について

優れた素質と向学心を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な生徒または学生に対し、修学支援のための奨学金を貸与します。

❖対象者❖

- 保護者が浜田市に住所を有する人
- 学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校（専門課程に限る。）に進学予定の人
- 人物が良好で学業成績が優秀な人
- 向学心がありながら経済的な理由により修学が困難な人

ポイント①

無利子の奨学金

❑募集人員・貸与額❑

高校生等10名程度　月額1万円

大学生等20名程度　月額3万円

ポイント②

他の奨学金との

併給可能

※浜田市奨学金制度との併給不可
（申請は可能）

ポイント③

卒業後、5年間
浜田市に居住・就労

申請により

その後の**返還免除**

最大3/4
または1/2
返還免除

浜田市奨学金（貸与型）ポイントは3つ の

浜田市食育推進
キャラクター
「びぃびくん」

↑【参考】浜田市
ホームページ

平成30年4月から令和5年7月末までに13名の人が一部返還免除となっています！

❑返還免除の例❑

大学4年間で**144**万円借りた場合

卒業後、6年目を迎える
少し前に申請書類を提出

108万円の返還免除

卒業後、すぐに
浜田市へ居住・就労

→ 2年後
返還開始

→ 3年間返還【36万円】
（月額1万円×12か月×3年間）

→ 5年後
返還免除

【お問い合わせ先】浜田市教育委員会　教育総務課（TEL：25－9700）

【参考】令和５年度奨学生募集要項

・以下は、令和５年度奨学生の募集要項です。（通常募集は終了しています。）
浜田市のホームページにも掲載していますので、参考にご覧ください。

～令和５年度浜田市奨学金奨学生募集要項～

◆**募集人員**　高等学校、中等教育学校（後期課程）及び高等専門学校　１０名程度
大学、短期大学及び専修学校（専門課程）　２０名程度

◆**応募資格**　以下①～④の**すべてを満たす**者
①保護者が浜田市内に住所を有していること
②本年４月に、学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校（専門課程に限る。）に進学予定であること
③人物が良好で学業成績が優秀であり、出身学校長の推薦を受けることができること
④保護者（生計維持者）の前年中の収入または所得の合計が概ね次の金額以下であること

	年間収入 （給与所得者の場合）	年間所得 （左記以外の者の場合）
３人世帯	1,000万円	692万円
４人世帯	1,100万円	772万円
５人世帯	1,200万円	852万円

※原則として父母（２名）が「生計維持者」となります。

◆**貸与金額**　高等学校、中等教育学校（後期課程）及び高等専門学校　月額　１万円
大学、短期大学及び専修学校（専門課程）　月額　３万円

◆**貸与時期**　４月末（前期分）と１０月末（後期分）に半分ずつ支給
（ただし、初年度の前期分は７月末頃に支給）

◆**貸与期間**　令和５年４月分から、在学する学校の最短修業年限の最終月まで

◆**返還期間**　卒業の翌月から２年を経過した後、次の期間内に返還していただきます。
高等学校、中等教育学校（後期課程）及び高等専門学校　６年
大学、短期大学及び専修学校（専門課程）　１２年

無利息

※卒業後、**５年間浜田市に居住**し就労することにより、**返還額の一部が免除**になります。

募集期間

・例年、１月から３月末日までの期間で募集を行っています。

審査、奨学金の貸与

・浜田市奨学金審査委員会において、提出された書類を基に、応募者の人物、学業成績及び家計等について審査の上、奨学生を決定します。
・他の奨学金との併用可。ただし、浜田市奨学金制度との併給不可。（申請は可能）

＊ 保護者の経済状況の急激な変化により修学が困難になった人を対象とする浜田市緊急奨学金奨学生は随時募集しています。詳細は、お問い合わせください。